

藤沢市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正について
 藤沢市職員の勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市職員の勤務時間等に関する条例（昭和38年藤沢市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「臨時的に任用される職員にあつては現に1年以上引き続き勤務している者に、」及び「で、かつ、現に1年以上引き続き勤務しているもの」を削る。

第11条の2第1項中「臨時的に任用される職員にあつては現に1年以上引き続き勤務している者に、」及び「であつて、現に1年以上引き続き勤務しているもの」を削る。

別表第2結婚休暇の項の次に次のように加える。

出生サポート休暇	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	1年につき10日の範囲内の期間
----------	--	-----------------

別表第2備考2中「生理休暇」の次に「、出生サポート休暇」を加え、同表備考3中「ボランティア休暇」の次に「、出生サポート休暇」を加え、「児童養育休暇、子の看護休暇、家族看護休暇、短期の介護休暇」を「出生サポート休暇、子の看護休暇、家族看護休暇及び短期の介護休暇の項中「職員」とあるのは「臨時的に任用される職員（当該職員としての任期が6月以上ある者又は現に6月以上引き続き勤務している者に限る。）及び会計年度任用職員（1週間の勤務日数が2日を超える者又は週以外の期間によつて勤務日が定められ、及び1年間の勤務日数が121

日以上である者で、かつ、当該職員としての任期が6月以上あるもの又は現に6月以上引き続き勤務しているものに限る。) 」と、「児童養育休暇」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、不妊治療に係る特別休暇を新たに設け、並びに会計年度任用職員及び臨時的任用職員に係る介護休暇、介護時間、子の看護休暇、家族看護休暇及び短期の介護休暇の要件を緩和することに伴い、所要の改正を必要による。